

(仮称) 武蔵村山市防災食育センター
まちづくり構想・基本計画策定支援業務委託
プロポーザル実施要領

平成31年4月
教育部 学校給食課

目 次

1	目的	1
2	業務概要	1
(1)	件名	1
(2)	業務内容	1
(3)	納入場所	1
(4)	履行期間	1
3	見積上限額	1
4	スケジュール	1
5	実施形式	1
6	参加資格要件	2
7	募集方法	2
8	参加申込方法	2
(1)	提出書類	2
(2)	提出期限	2
(3)	提出部数	2
(4)	提出方法	2
(5)	提出先	3
9	優先契約交渉事業者の選定方法	3
(1)	概要	3
(2)	一次審査（参加資格審査）	3
(3)	二次審査（提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）	3
10	企画提案書等の提出	6
(1)	提出書類	6
(2)	提出期限	6
(3)	提出部数	6
(4)	提出方法	7
(5)	提出先	7
(6)	提出上の留意点	7
11	質問書の受付及び回答	7
(1)	受付期間	7
(2)	質問方法	7
(3)	提出先	7
(4)	回答方法	7
12	情報公開及び提供	8
(1)	情報公開及び提供の内容	8
(2)	情報公開及び提供の方法	8
13	提出書類の取扱い	8

14	その他.....	8
	(1) 必要経費の負担.....	8
	(2) 辞退の取扱い.....	8
	(3) 失格事項.....	8
	(4) 留意事項.....	9
15	添付資料.....	9
16	事務局（問合せ先・提出先）.....	9

1 目的

この要領は、「武蔵村山市プロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき、(仮称) 武蔵村山市防災食育センターまちづくり構想・基本計画策定支援業務委託プロポーザル (以下「本プロポーザル」という。) の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

(仮称) 武蔵村山市防災食育センターまちづくり構想・基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

「(仮称) 武蔵村山市防災食育センターまちづくり構想・基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 納入場所

武蔵村山市教育委員会教育部学校給食課 (学校給食センター)

(4) 委託期間

契約締結日翌日から令和2年3月24日 (火) まで

3 見積上限額

23,950,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。) 以内とする。

ただし、消費税率が変動した際は、変更契約にて対応することとする。

なお、積算上の施設規模は、建ぺい率、容積率、学校給食衛生管理基準等を踏まえ、延床面積は3,000㎡から4,000㎡程度とする。

4 スケジュール

実施内容	実施期間
実施要領等の公表 (配布)	平成31年4月15日 (月)
質問受付期間①	平成31年4月15日 (月) ~ 19日 (金) ※正午まで
質問回答	平成31年4月22日 (月)
参加申込書提出期限	平成31年4月26日 (金) ※正午まで
一次審査 (参加資格審査) 通知	令和元年5月10日 (金) ※二次審査の案内等
企画提案書受付期間	令和元年5月13日 (月) ~ 24日 (金) ※正午まで
質問受付期間②	令和元年5月13日 (月) ~ 17日 (金) ※正午まで
質問回答	令和元年5月20日 (月)
企画提案書提出期限	令和元年5月24日 (金) ※正午まで
二次審査 (プロポーザル)	令和元年5月30日 (木) ※予備日 31日 (金)
二次審査結果通知	令和元年5月31日 (金) 以降
契約の締結	令和元年6月中旬頃 (予定)

5 実施形式

公募型プロポーザル方式

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（提案者になろうとする者）は、本事業に参加する意欲があり、当該業務についての十分なノウハウを備えるとともに、次に掲げる要件を全て満たしている必要がある。

- ア 武蔵村山市競争入札参加資格を有しており、申請業種として建築設計及び設備設計を登録していること。
- イ 武蔵村山市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（昭和51年5月15日市長決裁）による指名停止を受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- エ 武蔵村山市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年武蔵村山市訓令（甲）第7号）の措置要件に該当しないこと。
- オ 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- カ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽が無いこと。
- キ 東京都内に事業所を有していること。
- ク 過去10年間に、2,500食以上の公立の給食センターの基本計画等業務（基本設計、実施設計含む）を2件以上の元請として受注した実績を有していること。

7 募集方法

プロポーザルの実施についての公示を市ホームページで行う。また、同時に参加申込書及び仕様書等の説明図書の配布を武蔵村山市立学校給食センターで行う。

8 参加申込方法

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（第1号様式） ※添付書類の(1)及び(2)は必ず添付のこと。
- イ 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおいて競争入札参加資格を有していることを証する書面の写し（受付票）
※受付票は、契約書等に使用する実印及び使用印を押印してあること。
- ウ 登記簿謄本（正本） ※東京都内の事業所が明記されているもの
- エ 印鑑登録証明書（正本）

(2) 提出期限

平成31年4月26日（金）正午まで（厳守）

(3) 提出部数

正本 1部

(4) 提出方法

持参又は郵送等（配達による場合は、締切日時まで必着のこと。）で提出するものとし、

ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。

(5) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部学校給食課（学校給食センター）※住所等は16に記載

9 優先契約交渉事業者の選定方法

(1) 概要

- ア 優先契約交渉事業者（以下「候補者」という。）は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- イ 候補者は、別に定めるところにより置く武蔵村山市防災食育センターまちづくり構想・計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に基づき、審査委員会委員長が決定する。
- ウ 一次審査（参加資格審査）は、書類審査により行う。
- エ 二次審査は、審査基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの審査により行う。
- オ 選考の結果、評価点の合計が最も高い事業者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その事業者と合意に至らない場合は、評価点の合計が次に高い候補者から順に交渉を行う。
- カ 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会委員の多数決により選定する。
- キ 選考結果は、参加事業者全てに通知する。
- ク 参加事業者が1者になった場合でも審査を行い、各審査委員会委員の評価点の平均点が満点の2分の1以上である場合は、候補者として選定する。

(2) 一次審査（参加資格審査）

ア 審査方法

学校給食課において、書類審査を行う。

イ 結果通知

参加申込時の提出書類に不備等がないか審査し、当該審査の終了後に審査結果を申込者全員に対して参加資格審査結果通知書（第2号様式）により通知する。

なお、この場合において参加資格が満たされていないと判断された申込者は、当該通知に記載された日までの期間において、判断の理由についての説明を求めることができる。

(3) 二次審査（提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

ア 審査方法

一次審査通過者を対象に、審査委員会において提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づく審査を行い、候補者を決定する。

なお、プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

(ア) 審査は、ウの審査基準及び配点に基づき行う。

(イ) 二次審査への参加人数は3人以内とし、実際に業務を受託した際に主として担当する者を出席させること。

- (ウ) 実施時間は1事業者につき30分以内（原則としてプレゼンテーションを20分、ヒアリングを10分）とする。
- (エ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書（「10 企画提案書等の提出」参照）をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の当日配布は認めない。
なお、プレゼンテーションで使用するパソコン、プロジェクター等の必要機材は提案者が持参することとし、市ではスクリーン及び電源（コンセント）のみ用意する。
- (オ) 審査は個別に行い、非公開とする。
- (カ) 開始時間等の詳細は、後日、**第2号様式**により通知する。
- (キ) プレゼンテーションの内容は、事務局において録音することがある。

イ 結果通知

審査の結果は、二次審査を受けた事業者全てにプロポーザル審査結果通知書（**第5号様式**）により通知することとし、審査及び審査結果に係る電話での問い合わせには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできないこととするが、優先契約交渉事業者として決定されなかった参加事業者は、当該通知に記載された日までの期間において、決定されなかった理由についての説明を書面にて求めることができる。

ウ 審査基準及び配点

審査では、以下の各評価対象及び各評価項目に対し、各配点に応じ評価採点を行う。

全委員の採点を合計して平均点を算出した上で、これにウ及びエの点数を足したものを評価点とし、評価点が最も高い事業者を優先契約交渉事業者として決定する。

なお、委員1人当たりの最高点は130点、これにウ及びエの最高点を足し、最高評価点は140点とする。

評価対象		評価項目	配点
ア 企画提案書			
① 策定支援業務の推進体制について		(ア) から (オ) の総合評価	10
	(ア) 業務実施方針及び取組体制	業務の解明度、実施工程の妥当性、取組意欲	5
	(イ) 計画チームの特徴	実施体制の確実性、専任性	5
	(ウ) 特に重視する計画上の配慮	業務への理解度	10
	(エ) 同種又は類似業務実績	同種業務実績と評価	5
	(オ) まちづくり構想・基本計画工程表	適切な工程計画	5
② 企画提案課題		(ア) から (キ) の総合評価	10
	(ア) 災害時の応急給食対応	提案の技術力、専門性、独創性	10
	(イ) 安全安心な給食調理・洗浄等	確実な衛生管理の実現	10
	(ウ) 防災食育センターにふさわしい適切な施設計画	防災・食育・学校給食に関する適切な施設計画	10
	(エ) アレルギー食への対応	提案の技術力、専門性、独創性	10
	(オ) 食育推進及び防災展示の対応	提案の技術力、専門性、独創性	10
	(カ) 適切な施設・設備の規模及び円滑な維持管理	提案の技術力、専門性、独創性	10
	(キ) 周辺環境等への配慮、対応	提案の技術力、専門性、独創性	10
イ 企画提案書			
企業評価、業績評価		経営規模の妥当性、専門性など	10
ウ 本委託事業の見積書			
見積金額		金額に基づき配点基準を定める	5
エ 防衛補助事業に係る事業実績		実績件数及び対象事業の概要	5
合 計			140

※ウ及びエは、個々の委員による評価ではなく全体評価とする

ウの配点基準

見積額	配点
見積上限額を超えた場合	失格
見積上限額と同額	1点
見積上限額の99%から90%	3点
見積上限額の89%から86%	4点
見積上限額の85%以下	5点

エの配点基準

評価基準	配点
実績なし	0点
件数(1～3件)と事業内容	1点
件数(4～6件)と事業内容	2点
件数(7～9件)と事業内容	3点
件数(10件以上)と事業内容	5点

10 企画提案書等の提出

第一次審査において、参加資格を満たし、参加について受け付けた旨の通知を受けた事業者のみが対象となる。

(1) 提出書類

次のアからエについて、表紙及びインデックスを付け、ファイルにて提出すること。

なお、ア ②企画提案課題の（ア）から（キ）の記載順については、提案次第とする。

ア 企画提案書

表紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・任意様式A 4 1枚

①策定支援業務の推進体制について

- （ア）業務実施方針及び取組体制
- （イ）計画チームの特徴
- （ウ）特に重視する計画上の配慮
- （エ）同種又は類似業務実績・・・・・・・・・・第6号様式
- （オ）まちづくり構想・基本計画工程表・・・・・・・・任意様式 1枚

②企画提案課題

- （ア）災害時の応急給食対応
- （イ）安全安心な給食調理・洗浄等
- （ウ）防災食育センターにふさわしい適切な施設計画
- （エ）アレルギー食への対応
- （オ）食育推進及び防災展示の対応
- （カ）適切な施設・設備の規模及び円滑な維持管理
- （キ）周辺環境等への配慮、対応

イ 会社概要（決算書含む）、業務実績書、担当者の経歴書等

- （ア）技術者の概要（配置人員及び技術者資格）・・・・・・・・第7号様式
- （イ）業務実績調書
- （ウ）担当技術者調書
- （エ）技術責任者の経歴及び実績等調書

ウ 本委託事業の見積書・・・・・・・・・・・・・・・・任意形式

ただし、見積書には事業者の所在地・商号又は名称・代表者肩書き・氏名・代表者印を記名押印すること。

エ 防衛補助事業に係る事業実績の概要（過去10年間に実績がある場合のみ）

・・・・・・・・任意様式（契約書の写しを添付）

(2) 提出期限

令和元年5月24日（金）正午まで（厳守）

(3) 提出部数

ア 正本 1部

イ 副本 9部（正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。）

(4) 提出方法

持参又は郵送等（配達による場合は、締切日時まで必着のこと。）で提出するものとし、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。

(5) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部学校給食課（学校給食センター）※住所等は 16 に記載

(6) 提出上の留意点

ア 企画提案書の提出は、1 事業者につき 1 案とする。

イ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料（模型等を含む）を添付するなど過大なものにならないよう留意すること。

ウ 実施要領及び仕様書を精読し、各項目を満たす企画提案書を作成すること。

エ 提出後の書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会から要請のあったものについては、この限りではない。

オ 提出書類は、審査基準に掲げるすべての項目が確認できるように留意すること。

11 質問書の受付及び回答

実施要領及び企画提案書等の提出に関し質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

ア 実施要領等に関する質問

平成 31 年 4 月 15 日（月）から同月 19 日（金）まで（正午までに必着）

イ 企画提案書等に関する質問

令和元年 5 月 13 日（月）から同月 17 日（金）まで（正午までに必着）

(2) 質問方法

本委託の内容等に関する質問は、所定の質問書（**第 3 号様式**）に必要事項を記入の上、e-mail による書面をもって行うこと（FAX は不可）。

電話（口頭）での質問は受け付けないものとし、質問がない場合はその旨の連絡は不要とする。

なお、実施要領や企画提案書等の記入方法、手続等、本委託業務の申請に必要と判断される質問のみ受け付ける。

(3) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部学校給食課（学校給食センター）※住所等は 16 に記載

(4) 回答方法

提出された全ての質問と回答について、回答書（**第 4 号様式**）により e-mail で全事業者へ通知するとともに、市ホームページに掲載する。

なお、市ホームページへの掲載は、アについては平成 31 年 4 月 22 日（月）、イについては令和元年 5 月 20 日（月）とする（予定）。

12 情報公開及び提供

(1) 情報公開及び提供の内容

ア 候補者決定前

実施要領、仕様書、武蔵村山市防災食育センターまちづくり構想・計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会要領（以下「審査委員会要領」という。）

イ 候補者決定後

実施要領、審査基準、仕様書、審査委員会要領、決定された候補者及び審査結果（ただし、候補者以外は匿名とする。）

(2) 情報公開及び提供の方法

市ホームページ

13 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 市が必要と認めた場合には、追加資料の提出を求めることができる。

(3) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

ただし、候補者に選定された事業者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 提出書類の内容について不明な点がある場合は、質問する場合がある。

(5) 市は企画提案者から提出された企画提案書等について、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

14 その他

(1) 必要経費の負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

やむを得ない理由等により、企画提案書提出後にプロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止又は中止することがあるが、この場合においても本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

(2) 辞退の取扱い

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面によりその旨を事務局宛てに届け出ること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その事業者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期限、提出部数、提出方法、提出先、提出上の留意点等の条件に適合しない書類の提出があった場合（軽微なものを除く。）
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに応じなかった場合
- カ 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- キ 見積書の金額が、見積上限額を超過した場合

(4) 留意事項

- ア 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- イ 選定結果についての異議の申立ては認めない。
- ウ 「配置人員及び技術者資格（第7号様式）」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、健康上の問題などやむを得ない事由により変更する場合には、協議の上判断するものとする。

15 添付資料

- 資料1 （仮称）武蔵村山市防災食育センター整備予定地位置図
- 資料2 （仮称）武蔵村山市防災食育センター整備予定地敷地図
- 資料3 武蔵村山市立小学校配置図

16 事務局（問合せ先・提出先）

〒208-0004

武蔵村山市本町六丁目1番地の1

武蔵村山市教育委員会教育部学校給食課（学校給食センター） 担当：児玉・鳴川

電話：042-560-2597

FAX：042-560-2598

E-mail：mmsyoku1@city.musashimurayama.lg.jp

※問い合わせ及び窓口の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く午前8時から午後4時45分までとする。